

入札監理小委員会 第766回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第766回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和8年7月14日（火）15：07～15：35

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○国立西洋美術館統括管理及び建物管理業務（独立行政法人国立美術館 国立西洋美術館）

3. 閉会

<出席者>

中川主査、石田副主査、大見副主査、岡本副主査、奥副主査
稲生専門委員、尾花専門委員、和田専門委員

（国立西洋美術館統括管理及び建物管理業務）

独立行政法人国立美術館 国立西洋美術館 総務課
高橋課長
中山会計担当係長

（事務局）

吉田事務局長、谷口参事官、杉田企画官

○中川主査 それでは、ただいまから第766回入札監理小委員会を開催します。

初めに国立西洋美術館統括管理及び建物管理業務の実施要項（案）について、独立行政法人国立美術館、国立西洋美術館総務課、高橋課長から御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○高橋課長 では私、国立西洋美術館総務課長、高橋のほうから御説明申し上げます。

国立西洋美術館統括管理及び建物管理業務における民間競争入札実施要項についての御説明でございます。

まず、本事業の目的から御説明申し上げます。国立西洋美術館における世界遺産（重要文化財）を含む建築物及び設備の維持・管理等を行うとともに、当館が別途契約する設備機器等の業務に関する統括的な窓口として、館内調整、業者間の調整及び指示監督を行い、来館者が快適に美術館を利用できる環境を提供する。また、建築・設計・設備・環境等の総合的観点から、保全・改修及び維持管理を実施することを目的としておるところでございます。

続きまして、業務につきましの御説明でございます。先ほど述べましたとおり、国立西洋美術館の特殊性を十分に理解した上で、世界遺産、重要文化財となっている前庭を含む本館と、それ以外も新館、企画展示館で構成される建築物及び設備機器に関しましての日常的な管理を行い、建築・設計・設備・環境等総合的な観点から、保全・改修及び維持管理に関する計画提案を行うこととし、具体的には統括管理の業務といたしまして、保全計画や外部機関への折衝対応の運営管理に関する業務、不具合対応及び施設維持に関する業務、施設管理、施設整備に関する業務、工事管理等に関する業務、日常的に発生する施設設備等に関する相談や消防計画等の作成に係る支援業務となっているところでございます。

建物管理業務といたしましては、建物・設備の管理的な業務、各種保守点検及び空気・照度・水質等衛生的環境の確保に関する業務、設備等遠方監視業務となっているところでございます。

当該業務の実施期間といたしましては、令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間とさせていただくということでございます。

次いで、その実施評価につきまして御説明申し上げます。全ての項目を御説明することは時間制約上難しいと考えているところでございますので、特にこれまでこの事業の評価を踏まえて検討させていただきました点につきまして、変更等を行った点を中心に御説明

させていただきたいと考えてございます。

まず、実施要項（案）の7ページを御覧いただければと思います。1の4、委託費の支払方法、5段落目につきまして、令和8年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針が示されたことで、この方針を踏まえまして契約履行期間中における労務費やエネルギーコスト等の実勢価格に変動が生じた場合につきましては、入札による契約を含め、協議による契約内容の見直しを行うことができるという形にさせていただいております。また、こちらに伴いまして、請負者から契約金額の変更のお申出があった場合につきましては、当該申出を理由として、次回以降の発注に係る指名、選定その他の取扱いにおいて、不利な取扱いを行わない旨につきまして追記をさせていただいたところでございます。

続きまして、実施要項（案）8ページを御覧いただければと思います。3、入札参加資格に関する事項につきまして、入札参加資格要件といたしまして、プライバシーマークを取得しているという要件が前回までございましたが、こちらの要件につきましてはこれまでの事業の評価を踏まえまして、入札参加資格からは削除させていただきました。また、業務の実施体制といたしまして、個人情報を含む情報セキュリティ全般につきまして一定水準以上の管理体制を確保できる場合に、評価項目といたしましては加点項目とさせていただきました。こちらは実施要項（案）22ページ、評価項目一覧表中の大項目2、実施体制、分類体制（7）の記載でございます。こちらの入札参加資格要件を緩和することによりまして、新たに参入を検討される事業者様が増えることを期待しているところでございます。

続きまして、実施要項（案）10ページでございます。4、（1）入札の実施手続及びスケジュールでございます。入札公告を令和8年10月1日に行いまして、11月30日に入札書類の受付期限とさせていただくということでございます。また、12月中旬に評価を行い、12月18日に開札・落札予定者を決定する。12月下旬に契約を締結するようなスケジュール感でございます。

第1期におきましては、入札公告期間を20日から40日に延長いたしましたが、今回はさらに入札公告期間につきまして50日設けることによって、より周知が行き届き、また事業者側につきましても準備期間が長くなることで、精度の高い提案が期待できるものと考えているところでございます。

続きまして、実施要項（案）23ページを御覧ください。別添資料2における、従前の実施状況に関する情報の開示、1、従前の実施に要した経費につきまして、各業務内容に

対する経費を記載いたしました。また、2、従来の実施に要した人員につきましても、それぞれの業務に要した人員を記載するようにいたしました。このように詳細に記載することによりまして、新たに参入を検討いただく上で、より精度が高く検討いただけるものとさせていただきます。

以上、御説明申し上げた項目以外の部分の実施要項（案）につきましては、皆様のほうで御確認いただければと思っております。

説明につきましては、以上となります。

また、本実施要項（案）につきまして、パブリックコメントといたしまして、令和8年6月1日から令和8年6月15日まで当館ホームページに掲載し、総務省市場化テスト事業情報のホームページにおきましても周知いただきましたが、御意見につきましては特段ございませんでしたことを申し添えます。

私からの説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○岡本副主査 それでは、すみません。

○中川主査 岡本委員、お願いいたします。

○岡本副主査 どうも御説明ありがとうございました。

1点だけ、高橋課長に確認させていただきたいのですが、前回のこの小委員会で入札参加資格とか、業務実績要件とかを緩和するという方向が出されて、それに向けて対応されたということで、結果としてプライバシーマークが参加資格から削除され、評価項目の加点項目へ変更されたということですが、それ以外に検討されたような項目というのはあったのでしょうか。その辺を教えてください。

○高橋課長 高橋のほうからお答え申し上げます。

全体的に見直しの検討は行いましたところで、総合的に勘案いたしまして、今回の変更項目で事業者様の参加資格の要件緩和という形になるのではないかという形で記載させていただきました。以上でございます。

○岡本副主査 ということは、これ以上見直しを行うのは非常に難しいという結論を出されたという理解でよろしいですか。

○高橋課長 高橋のほうからお答え申し上げます。

現状といたしまして、当館の考えとしては、委員がおっしゃられたような形で考えているところでございます。

○岡本副主査 分かりました。ありがとうございます。

○中川主査 ほかに御質問、御意見のある委員はいらっしゃいますか。

大見委員、お願いいたします。

○大見副主査 資料A-4の契約状況の推移を拝見すると、入札不参加に対するヒアリング状況及び結果というのが表の一番下に書いてあって、そこを見ると、令和3年度から令和5年度のところで求められる業務実績条件が厳しいと書いてあって、次の年度のときも求められる業務実績条件が厳しいというヒアリングの回答が来ているかと思うのですけれども、今回要件緩和されたのはプライバシーマークのところ、資格要件のところになるのかと思っていて、実績要件のところは緩和されていないのかというふうに認識しているのですけれども、実績要件のところはやはり緩和は難しいということなののでしょうか。実施要項で言うと8ページ、9ページにかけての(9)のところが実績要件に当たるのかと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○高橋課長 高橋のほうからお答え申し上げます。

当館の美術館として恒温恒湿の維持につきましては非常に厳しいという御意見をいただいたところでございますけれども、現状としましては、これ以上は難しいと考えて、このような形でさせていただいているところでございます。

○大見副主査 具体的にこのヒアリングの回答で言っている実績要件というのは、やはり8ページ、9ページのこの部分なのですか。(9)の要件の話をされているということでもいいのですか。

○高橋課長 ヒアリングのところで聞いても、こちら以外のところでプライバシーマークの点につきまして御指摘をいただいたところがございましたので、こちらにつきましては検討させていただきまして、今回変更という形でできるかと思ひまして、このようにさせていただきました。

○大見副主査 分かりました。私からは以上です。

○中川主査 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。

岡本委員、お願いいたします。

○岡本副主査 すみません、実施要項本体ではないのですけれども、ちょっと1つ気にな

りましたので、指摘だけさせていただきます。

資料A-2の57／127、第35という項目の競争加入者心得という資料の記述ですが、ここで確認をさせていただきたいのですが、第35の4行目、「予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする」と書いてありますが、これは予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みした他の者のうちではないのですか。ここだけちょっと気になりましたので、確認をお願いいたします。

○高橋課長 高橋です。

すみません、もう一度御趣旨を御説明いただいてもよろしいでしょうか。失礼いたします。

○岡本副主査 57／127ページ、参考資料の位置づけになると思うのですが、表題を申し上げますと競争加入者心得という条文がずっと書いてあるうちの、第35の記述の4行目ですが、「予定価格が1千万円を超える製造の請負契約については、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みした者のうち最低の価格をもって申込みした者を契約の相手方とすることがある」と書いてあるのですが、これは趣旨を反映されると、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうちの最低の価格ということではないのですかという確認なのです。

御理解いただけましたか。

○高橋課長 再度御説明いただきまして、どうもありがとうございました。こちらは高橋のほうから御回答申し上げます。

今御指摘いただいた点につきましては、おっしゃるとおりなのかと思いますので、こちらは修正をさせていただく形になるかと思います。すみません、御指摘ありがとうございます。

○岡本副主査 ありがとうございます。承知いたしました。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。

尾花委員、お願いします。

○尾花専門委員 主要な論点ではないのですが、実施要項の8ページの資格に関する、3の(4)を見てみますと、評価委員会の外部有識者と知り合いの者は資格がないと読めるの

ですけれども、それは合っていますでしょうか。

A-2の8ページの3、入札参加資格に関する事項の（４）、評価委員会の構成員である外部有識者本人またはこれらの者と資本もしくは人事面において関連のある事業者でないことという。

○高橋課長 高橋のほうからお答え申し上げます。

ここに書いてあるところで、関連のある事業者でない、まさに役員であるかどうかとか、そういうようなところに関するところかとは考えているところでございます。

○尾花専門委員 １者しか応札してもらえない現状を鑑みると、評価委員会の外部委員、外部有識者本人を変えて、その人に審査適格がないとして降ろすことによって、この資格を外すということはできないのでしょうか。割と珍しい資格要件かと思うのですが。

つまり、例えば鹿島関連の外部有識者がいた場合には鹿島は入れないと。じゃあ、竹中の外部有識者がいた場合には竹中は入れないと。そうするよりは、竹中や、分からないですけれども鹿島や大成やいろいろな方のプロパティマネジメントをやっているところが入っていただいて、関連する外部有識者を委員から外すことによって評価するほうが応札者を広げる試みになると思うのですが、何か外部有識者ありきなのがちょっと不思議に思えますが、これは特別な事情がございますか。

○高橋課長 高橋のほうからお答え申し上げます。

御指摘のところ、民間事業者のそういう役員とか関係者の方が外部有識者になっている場合というところの御指摘なのかなと思います。有識者の候補者選考につきましては、比較的民間事業者ではないような方を中心に選考をさせていただく形で、委員のほうに就任していただくことによって、御指摘の点につきましてはクリアされるのではないかと考えているところでございます。

○尾花専門委員 そうすると、外部有識者ありきで、資格要件を定めるよりも、応札者が入ってきたときに、利害関係のありそうな外部有識者を委員から外れていただければいいわけで、この（４）は不要とするわけにはいかないのでしょうか。私どももこの委員会等で審議をするときに、関係があるときには自主的に外れますので、そういう運用が一般的なのではないかと思うのですが。

さらに、事前に外部有識者本人は開示されているのですか。

○高橋課長 高橋のほうからお答え申し上げます。

外部有識者本人につきましては、開示は行っておりません。

○尾花専門委員 そうすると、どなたか分からないのに、ドキドキしながら、もしかしたら大丈夫かと思って応札するのは、ちょっと重箱の隅をつつくような指摘にはなると思いますが、一般的にこのような記載をしてしまうと萎縮させる効果はあると見ると思うので、資格から除外することを検討されてはどうかと思います。

○高橋課長 高橋のほうからお答え申し上げます。御指摘ありがとうございます。

いただきました項目については、その詳細は今度また確認させていただきまして、検討させていただければと思います。

○尾花専門委員 はい。

あともう一点、本業務というのは、いわゆるプロパティマネジメントの頭脳部分を専門家である、実績のある、経験のある人3人ぐらいにやってもらうという業務と理解してもいいのでしょうか。

○高橋課長 大変申し訳ございません。今おっしゃられた部分、御指摘について、もう一度御説明いただいてもよろしいですか。

○尾花専門委員 過去の実施状況を見ますと、要した人員として3名としか書いていないので、この3名が業務を行うとすると、頭脳的な部分をやるだけで、その実働の部分というのは再委託でなされているのかと思ったのですが、実際この業務全体を何人の人でやっているのでしょうかということを聞きたかったです。

ちょっと言葉足らずなので申し訳ないのですが、実施要項のA-2の23の従来の実施に要した人員で4人としか書いていないので、この4人が業務全部をやるのではなく、恐らく再委託をされている部分もあるのかと推測しました。なので、再委託部分とかそういうものは従来の実施状況に関する開示でどこかに書いてあるのかということを知りたかったです。

○高橋課長 お時間を要して申し訳ございません。高橋のほうからお答え申し上げます。

再委託につきましては、こちらのほうには明示していないところでございます。今回委託施設の統括管理につきましては1名というところと、建物・設備管理につきましては3名という形で、そこでお示した人数でございます。

○尾花専門委員 そうしますと、再委託でこの業務ができる、この再委託の条件を見ますと、再委託するときは全部発注者の承諾を得なさいという条項になっているかと思うので、従来の実施状況に関する情報の開示のところではぜひ再委託部分もお書きいただくと、業者、新しい応札者の方に、応札を考える方により情報提供になるのではないかと思います。

そして、その再委託先が各種の資格を備えていればいいという理解でいいでしょうか。

○高橋課長 高橋のほうからお答え申し上げます。

再委託が可能な業務につきましても範囲のほうを限らせていただいておりますので、そちらに入っているかどうかというところと、統括管理、建物管理につきましてはこちらでお示しさせていただいている要件が必要となっているところでございます。

○尾花専門委員 分かりました。ありがとうございます。

それでは、従来の実施状況に関する情報の開示の部分については、どのような金額で再委託されているのかというようなことを書いていただくと、市場に対する情報開示に役立つのではないかと思いますので、御検討をお願いします。ありがとうございます。

○中川主査 ほかに御意見、質問のある委員はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。

修正、検討等を伴う意見、指摘としまして3点ございましたので、整理させていただければと思います。

まず、資料1－2の57／127ページ、第35の記載の4行目につきまして、ほかの者のうちという形で追記、修正するというところが1点でございます。

2点目につきましては、資料8／127ページ、項目で言いますと3の（4）の記載でございますが、こちらの記載につきましては検討させていただければと思います。

最後、3点目としまして、23／127ページ、情報開示の部分につきまして、再委託の部分を含めた人員を記載するというところで検討させていただければと思います。

以上、3点でございますが、漏れ等ございましたら指摘いただければと思います。事務局からは以上でございます。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、本日の審議を踏まえ、国立西洋美術館におかれまして引き続き御検討いただき、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○高橋課長 ありがとうございます。失礼させていただきます。

○事務局 事務局でございます。

国立西洋美術館様。御審議は以上となりますので、退室ボタンを押して御退出されてください。本日はありがとうございました。

(独立行政法人国立美術館 国立西洋美術館退室)

—— 了 ——